

【【2025年度内定者対象】就労準備奨励金申請留意事項】※必読

1	対象者 2025年4月～2026年3月までに採用内定し、2026年4月～2027年3月までに受入れをした成人及び少年少女を対象とする。
2	内定日の証明 企業が本人に郵送した内定通知書のコピーとハローワークの紹介状のコピーが必須となります。
3	内容の記載 対象者氏名を記載し、誰の物品購入かを明確にしてください。
4	信憑書類 領収書は必ず取得してください。領収書がないものは受付できません。 ・領収書を別紙「信憑書類貼付用紙」に添付し「信憑書類番号」をその書類の右上へ番号1から記入する。 ・公共交通機関を利用の場合は必ず領収書を取得する。 ・A4サイズの納品書や請求書を添付する場合は、その書類の右上に信憑書類番号を記入する。 ・自動車移動については自動車移動計算書を提出する。（別紙） ・現金以外の*カード等で高速道路料金を支払った場合は支払い明細書を提出する。 （*カード等とは、ETCカード、クレジットカード、交通系ICカードその他現金以外の支払いができるカード及びpaypay等のキャッシュレス決済等の相称とする。）
5	申請の対象となるもの ①雇用する職親プロジェクト対象者の受け入れに係る物品購入（詳細は別紙資料を確認） ②職親プロジェクト対象者が出所・出院する際の企業担当者の交通費 ③職親プロジェクト対象者が出所・出院する際の企業担当者の乗用車移動のガソリン代 ・企業所在地から施設までの走行距離分のみ申請の対象となる。 ・都道府県が定める規定に準じ算出したものと比べ安価な方とする。